

各行政庁の建ぺい率の緩和

13.03.15 (現在)

	[1]	[2]	[3]	[4]
(図)	<p>面積 2,000㎡以下 1/3以上 道路の和 14.0m以上</p>	<p>面積 1,000㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>面積 500㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>面積 2,000㎡以下 1/3以上 道路の和 14.0m以上</p>
兵庫県	○	○	○	○
姫路市	○	○	○	○
高砂市	○	○	○	○
加古川市	○	○	○	○
明石市	○	○	○	○
芦屋市	○	○	○	○
西宮市	×	1000㎡未満のもの	500㎡未満のもの	×
尼崎市	○ 3000㎡以下(接道3/4以上)3方向道路	○ 1500㎡以下(接道1/4以上)	○ (接道1/4以上)	×
伊丹市	○	○	○	○
宝塚市	○	○	○	○
川西市	○	○	○	○
三田市	○	○	○	○

	[5]	[6]	[7]	[8]
(図)	<p>面積 1,000㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>面積 500㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地で、面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下</p>	<p>公園・広場・線路敷川・海その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準じるもの</p>
兵庫県	○	○	○	○
姫路市	○	○	○	○
高砂市	○	○	○	○
加古川市	○	○	○	○
明石市	○	○	○	【線路敷・海】は除く
芦屋市	○	○	○	○
西宮市	○ 1000㎡未満間隔不問	○ 500㎡未満間隔不問(接道1/4以上)	×	【水路追加】各幅員が4m・4m接道要
尼崎市	○ 1500㎡以下間隔不問(接道1/4以上)	○ 間隔不問(接道1/4以上)	×	【川・海】が【水面】
伊丹市	○	○	○	【線路敷・海】は除く
宝塚市	○	○	○	【海】は除く
川西市	○	○	○	【海】は除く
三田市	○	○	○	【海】は除く

神戸市	[1]	[2]	[3]	[4]
(図)	<p>面積 300㎡以下 1/4以上 道路の和 12.0m以上</p>	<p>面積 2,000㎡以下 1/4以上 道路の和 12.0m以上</p>	<p>面積 2,000㎡超 1/3以上 道路の和 20.0m以上</p>	<p>面積 1,000㎡以下 1/4以上 道路の和 12.0m以上</p>
(図)	<p>面積 300㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>面積 2,000㎡以下 1/3以上 道路の和 10.0m以上</p>	<p>面積 2,000㎡超 1/2以上 道路の和 20.0m以上</p>	<p>公園・広場・川・海 軌道敷地等その他これらに類するものに接する敷地で、角敷地に準じるもの</p>
(備考)	<p>その他神戸の取り扱いとして、敷地面積が大きな敷地でその敷地を2分することにより、それぞれが角地となる場合適用あり(3・7を除く) 市長が指定した地区施設を含む敷地 市長が指定した区域内の敷地における耐火建築物等</p>			